

廃棄物処理法違反に係る行政処分公表の取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）に基づき行政処分を行った場合の公表に関し、必要な事項を定め、行政処分の公平性、透明性の向上を図るとともに、その適正な執行を図ることを目的とする。

(公表する行政処分の対象)

第2条 この要領により公表する行政処分の対象は、次の各号の一つに該当する場合とする。

- (1) 一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設の改善命令等
(法第9条の2及び法第15条の2の7)
- (2) 一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設の許可の取消し
(法第9条の2の2及び法第15条の3)
- (3) 一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設の認定熱回収施設設置者の取消し
(法第9条の2の4第5項及び法第15条の3の3第5項)
- (4) 市町村の設置に係る一般廃棄物処理施設の届出に係る計画の変更又は廃止命令
(法第9条の3第3項)
- (5) 産業廃棄物管理票に係る勧告の措置命令（法第12条の6第3項）
- (6) 産業廃棄物収集運搬業若しくは産業廃棄物処分業又は特別管理産業廃棄物収集運搬業若しくは特別管理産業廃棄物処分業の事業の停止
(法第14条の3及び法第14条の6)
- (7) 産業廃棄物収集運搬業若しくは産業廃棄物処分業又は特別管理産業廃棄物収集運搬業若しくは特別管理産業廃棄物処分業の許可の取消し
(法第14条の3の2及び法第14条の6)
- (8) 土地の形質の変更の届出に関する計画の変更命令（法第15条の19第4項）
- (9) 改善命令（法第19条の3）
- (10) 措置命令（法第19条の5及び法第19条の6及び法第19条の10）
- (11) 土地の形質の変更に関する措置命令（法第19条の11）
- (12) 事故時応急措置命令（法第21条の2第2項）
- (13) 廃棄物再生事業者の登録の取消し（法施行令第22条）

(公表の基準)

第3条 行政処分の公表に当たっては、次の基準に従うものとする。

- (1) 前条第1号から第13号に該当する場合は、公表するものとする。
- (2) 本条第1号に該当する場合でも、次の事項に該当するときには公表しないものとする
ア 公表することにより司法機関の捜査に支障を来す恐れがあるとき。
イ その他公表しない合理的な理由があると認められるとき。

(公表の内容)

第4条 行政処分を行った場合は、記者発表（資料提供を含む）により次の内容を公表するものとする。

- (1) 被処分者名
- (2) 行政処分の内容
- (3) 処分理由及び根拠条文
- (4) その他必要と認めた事項

(公表の時期)

第5条 行政処分の内容を公表する時期は、被処分者がその内容を知り得る日以降とする。

附 則

この要領は、平成14年8月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。